

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により奄美市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和7年9月26日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁総務企画課において縦覧に供する。

令和7年9月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ奄美市笠利町店
奄美市笠利町大字里字中田903番2 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
令和7年5月14日
- 3 意見の概要
なし